

自動車道事業供用約款

三重県観光開発株式会社

(約款の効力)

第1条 当社の経営にかかる次の一般自動車道（以下「自動車道」という。）の供用に関してする契約は、特約のある場合を除き、この約款によるものとする。ただし、この約款に定めのない事項については、法令の規定または一般の慣習によるものとする。
伊勢志摩スカイライン（伊勢市宇治館町から鳥羽市鳥羽1丁目まで）

(供用期間等)

第2条 自動車道を使用できる期間（以下「供用期間」という。）および自動車道を使用できる時間（以下「供用時間」という。）は下の表のとおりとする。

(使用料金)

第3条 自動車道の使用料金は、供用の日において、国土交通大臣の認可を受けている使用料金とする。

(使用券)

第4条 使用券の種類は、次のとおりとする。
(1) 普通使用券 通用1回限り
(2) 前売使用券
(3) 回数使用券 通用期間発行当日より6ヶ月

(使用料金の収受等)

第5条 自動車道を通行する自動車の運転者およびその同乗者（以下「使用者」という。）は、所定の料金徴収所において使用料金を支払うとともに普通使用券を受け取り、または前売使用券若しくは回数使用券を提示して所定の手続きを受けなければならない。
②回数使用券については、券片を切離して使用することはできない。

(使用券の所持等)

第6条 使用者は、前条の料金徴収所を通過してからその自動車道の使用を終えるまでの間、使用券を所持し当社の係員から請求があった場合は、これを提示しなければならない。ただし、当社の係員が使用券を回収した場合は、この限りでない。
②当社は、使用者が前項の提示をしない場合は、（自動車道に進入した後に使用券を紛失したことが明らかなる場合を除く。）使用料金を収受する。

(自動車道の不正使用)

第7条 当社は、自動車道を不正に使用した者については、使用料金のほかに、その倍額に相当する金額を徴収することができる。

(使用料金の払戻し等)

第8条 当社は、未使用で有効期間内の使用券（次項の証票を含む。以下同じ）について払戻しの請求があった場合は、当該使用券に表示された金額（回数券については表紙記載の発売金額×未使用券片数/総券片数の金額）からその10%の手数料を差引いた残額を払戻す。なお、この場合10円未満の端数は切り捨てる。
②当社は、天災その他やむを得ない理由により自動車道の供用ができなくなった場合は、普通使用券および前売使用券については、収受した使用料金に相当する金額を払戻し、第5条第1項の手続きを受けた回数使用券については、その自動車道を使用することができる証票を交付する。
③当社は、前項の理由により自動車道の供用ができない期間が1日を超えた場合は、回数使用券の有効期間をその超えた日数だけ延長する。
④前2項の規定は、自動車道の供用ができなくなったことにつき責任のある使用者に対しては、適用しない。
⑤当社は、使用者が第2項以外の理由により自動車道からの退去を求められた場合は、使用料金の払戻しをしない。

(係員の指示)

第9条 使用者は、当社の係員が、自動車道の安全の維持または交通整理のためにする職務上の指示に従わなければならない。

(供用の拒絶)

第10条 当社は、次の場合は自動車道の供用を拒絶する。
(1) 自動車道の使用が、法令または保安上の供用制限の規定に違反する場合。
(2) 自動車道の使用が、供用時間外となる場合。
(3) 自動車道の使用が、他の自動車の通行に著しく支障をおよぼすおそれがある場合。
(4) 自動車道の使用が、公の秩序または善良の風俗に反する場合。
(5) 天災その他やむを得ない理由により、自動車の通行に支障がある場合。
②当社は、使用者が前条若しくは第13条の規定に違反した場合または自動車道の使用が前項第1号から第4号までのいずれかに該当することとなった場合、若しくは前項第5号の事態が発生した場合は、使用者に自動車道からの退去を求めることができる。

(当社の責任)

第11条 当社は、自動車道の維持または管理に瑕疵（カシ）があったため、その使用により使用者の生命、身体または財産に損害を与えた場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、これを賠償する。

- (1) 使用者の故意または過失
- (2) 当社の責任によらない自動車相互の接触または衝突
- (3) 盗難その他第三者による損害
- (4) 天災事変その他の不可抗力

②前項の場合において、当社の責任は、使用者が自動車道に進入した時に始まり、自動車道から退去した時に終わる。

(使用者の責任)

第12条 自動車道またはこれに付随する設備を故意または過失により毀損した使用者は、これを原状に復しまたはその損害を賠償しなければならない。

(物品の販売等の禁止)

第13条 使用者は、当社の許可を得ずに自動車道において、物品の販売または頒布、宣伝その他これに類する行為をしてはならない。

供用期間	供用時間	備 考
1月 から 7月 9月 から 12月	午前7時から 午後7時まで	【但し】 6月27日 28日 伊勢神宮奉納全国花火大会開催日 鳥羽みなとまつり花火大会開催日 12月31日から1月1日までの間
8月	午前7時から 午後8時まで	12月31日午前7時から 1月1日午後7時まで 1月2日から1月第一月曜日までの間 午前6時から午後7時まで

伊勢志摩スカイライン供用制限

下記のとおり自動車道の保安上通行を制限いたします。

1. 自動車に関する制限規格

自動車の長さ 12.0メートル
自動車の高さ 3.8メートル
自動車の幅 2.5メートル
自動車の重量 20.0トン
自動車の速度

(1) 乗用自動車 40キロメートル/時

但し 伊勢市楠部町千代老谷3008～2番地 } 間
伊勢市一字田町1142～2番地

伊勢市一字田町1046～2番地 } 間
伊勢市朝熊町1326～2番地

鳥羽市堅神町光石1111～1番地 } 間
鳥羽市堅神町光石1111番地

30キロメートル/時とする。

(2) 乗合型自動車及び貨物自動車 25キロメートル/時とする。

2. 道路上の駐停車を禁止する。

3. キャタピラ付き自動車その他自動車道を損傷するおそれのある構造装置を有する自動車の通行を禁止する。